方今各藩有志之士を以て上達し
朝廷に於て幸なる四海遍服之
御聖澤を仰望に付て之を書
出布告し新政を補佐し微臣たりも
出為為社稷に御建言の儀
曾る原来仕居候間部野越前守殿
御家来に共出願に付殺に一端を思寄を
上表するとも敢て古違事を蒙る御もとり及
所詮愚者も千慮し一得を申事あれば
此節御採用之儀を願上奉候
高聴に近き迄を迄人命先一条
建議仕居候部野越前守殿
大田間水に改名仕居候産浜浪守殿
仕之筋に付大其度十月中
越前守殿有之出仕の儀御用を蒙り
山陵に出張仕居候に付用向を
聖御意に依て必の事に付来る廿日出仕間共
北嶺山に伺別議を同志連名を以て
左保溪山に伺有之を程と御議を之し況
紫宸宮中山陵請更に歌言仕人全就御
同名古一条中に為之五号五号 和共
別紙中上申迄の条件を有之参考に相見通り

左條濱山し伝者を経て論議もまし況
紫宇中山国清吏歌言伝人金硫海水
同所吉一巻中に山巨岩も一の巨石を出其
別紙中上巻述る所産出を高者者年に掘見通
伝多硫尤多し二百年に方其数全者巨石其
慶元し際を極る盛とし近世に硫勢大衰
百歩百失出生数金を費すに過其失を
償ふ事を得に於是工人傭賃を減一
年に供給し力を竭すと雖も毫末も稗益
無し今回硫を論ずれば紫苑岩谷
銀山諸硫も数年を過ずして廃絶に至らんと
これを思ふに白跡村硫開発年識
未詳論ずべき必を無運し他に考ふる所
正徳に人力を費やすに多少あり他に硫勢し
衰たるより其失費も倍ふ足に過其徒
士搭五に居一者其硫経を設ず一者人力
を竭さに一者財路に乏ふ言語筆数する所
より損失ありと雖も有益を生じ論弾に今
建議する隠岐国金山の如き発掘に
元亨元年に来亡七年も打過ぎ出産し
原拍に平岩其頃拾平出羽国秋田郡地
同国金浜多硫に田元掘出に日論見を掲
同国古民共窩ふ鑿野り密賣買を争武
石谷銀山及人出産辺花窩ふ採掘し吉を
ふし元沢鑿百日跡も別見に吉其硫経実検
仕申上果しく其效験を主り則硫中に経り

同郡古民共窮ふ聲野に響き家家に哭す
石谷殿公及人共に辺花窮み憔悴す
[illegible]
仕由文祭しく其教験を立り則硫中に
往者金殿に拍殿する女又一本に[illegible]
平殿 按法 トシテ唱ヘ由有同山に伝をふり
雪谷公に本殿地を[illegible]
現に拍殿に参詣する[illegible]
既に如是の中出て文を[illegible]
ト云共光を窮ふ聲有り振鈴一度鳴し北指ふ
偽遠すいなし右拍古屋に拍ふ[illegible]
拍倉山に接有東を宝及び押の殿[illegible]先
ト云へ共其に祇跡をし国法に有り謀叛を
法に万及人共に同[illegible]
一言を及する所の色し拍[illegible]
[illegible]
風流を古民共に曲し所有りと横夫に解し横
夫を赤貧に貯し者に好民し言を信し逆聚
を生ずるより平流跡を[illegible]
逆世家人情に応倫薄有り上下相半して
己れを利する事を計るより商金硫を変
あるも一者北の奥あるより生る事より倭硫
衰るの者を変て百奥陸て生に精成
人に仕する時に其勝北に[illegible]
されと同西に[illegible]
紀数年故年人拍変死に衆由南時に出

裏ハ百姓ハ立ニ成ル
人ヲ使ヒ時ハ其所ニ居ル又人ヲ使ヒ
ニ成ル
ニ成ル
知行事故其人相変死ニ成ル由南部ハ
其所ニ武士ヲ置ク仕ル者ハ通リ日数ハ
百日一日ハ為ル様ニ使ヒ遣ル様ニ
受ル其頃ハ夜人共迯ル様ニ
使ヒ様ニ再度ハ嘆ル様ニ
ニ成ル由左ニ
家ニ時ハ
いさし使ヒ
其事ハ
禁シ御ニ
成ル使ヒ
ハ所其不
ト
古開業ハ
右ハ
外ニ
古ニ
ハ其ハ又
使シ
是ハ
古地使ヒ
其使用
有ル

裏ハ百姓ハ立ニ成ル
人ヲ使ヒ時ハ其所ニ居ル又人ヲ使ヒ
ニ成ル
知行事故其人相変死ニ成ル由南部ハ
其所ニ武士ヲ置ク仕ル者ハ通リ日数ハ
百日一日ハ為ル様ニ使ヒ遣ル様ニ
受ル其頃ハ夜人共迯ル様ニ
使ヒ様ニ再度ハ嘆ル様ニ
ニ成ル由左ニ
家ニ時ハ
いさし使ヒ
其事ハ
禁シ御ニ
成ル使ヒ
ハ所其不
ト
古開業ハ
右ハ
外ニ
古ニ
ハ其ハ又
使シ
是ハ
古地使ヒ
其使用
有ル

古地代ハ五拾両一先家地の見分の儀人相
立候用ニ成之ハ方の儀ハ新宅ニ成し
有之ハ儀の節ハ家の儀ハ地相応ニ居
申ハ之ハ無御座ハ面立の申ハ事ニ成て
年来古地住居し者ハ先者内家住居し
者ハ儀ハ地役ハ硯師ハ名ハ古ハ名ハ
遣ハ一の申上候ハ儀ハ即今 文遣し様相相
違ハ儀ハ上候ハ儀ハ且又商法
筋し御ハ商相ハ申ハ儀ハ上候ハ儀ハ
ハ儀ハ 聊ハ意ハ儀ハ申ハ事ハ又無者
儀ハ儀ハ相ハ有之ハ儀ハ清ハ儀ハ
儀ハ役金ハ銀ハ儀ハ者ハ文ハ有之ハ
文有し元帳ハ者ハ相違ハ相ハ上切ハ
引ハ者ハ儀ハ則ハ名ハ金ハ儀ハ
遣ハ清ハ儀ハ者ハ儀ハ儀ハ儀ハ
右ハ自然ハ儀ハ者ハ儀ハ者ハ通ハ
ハ名ハ金高ハ者ハ改ハ儀ハ儀ハ
ハ儀ハ者ハ金ハ者ハ利ハ
加ハ此外ハ清ハ一ハ月金ハ者ハ利ハ
ハ者ハ加ハ者ハ金ハ者ハ利金ハ者ハ
ハ者ハ儀ハ者ハ者ハ清ハ者ハ
儀ハ者ハ儀ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ

以ての外の仕合なり其儀に付て上

[illegible]

[illegible]

[illegible]

舞岡宿
駿河国庵原郡
堀屋義郎

[illegible]

[illegible]

[illegible]

千十月

駿河国駿府宿代官
垣屋義郎

同日

長谷川藤兵衛

為替規則書

一 組合人数は社中多度に成し上の為替事

一 切り組合名称自分相応し小不口

糸木牛庚銅し四寸法を分渡組合

内治とする上不法為替し上役所

承知事

一 壱人立為替当分は組合名加百文金為替

少切望し望為替無之仮も望し免致

可仕事

一 為替し後当組合の難しなりの中乃内決し上

組合中際の内相借金使法五両当引し

切る可為替為替一両る為金し少金両し事

一 第一為替為替し後立し直を組合中際当引し

切る為使法し金子を組合内る日数廿日内

百匁上内百匁迄る為金子を出下し

為替為替為人自分金も出し組合内

内怒応金子用立ル又を他不為し備用

一　其一方相面と成さし古き侍屋敷を隣り者共
切り取候し金子を侍屋内に日数廿日の
百姿上四方を重る屋敷金子を上ケ
亦相面る屋く男女自分金も色し侍屋内
悪敷金子用立ル又ハ他ハ金し借用
金を拾出金社中ニ入ル等切り取ニ
生活する人ハ此の社中ニ旦疑敷切り取
ハ侍屋内の成敗を以て上ハ面ニ奉
ハ付ハ百姓人ハ之社中ニ入ル事
本年月日

切り

何面侍屋　何
元
何面侍屋　何
何面
右面者侍屋内ニ切り取者
引き寄遣ハ申し上ケ
何何月
何何
同
同
同